附則第三条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「車両系建設機械」を「小型移動式クレーン、フォークリフト、車両系建設機械又は玉掛け」に改め、「適合するもの」の下に「（小型移動式クレーン、フォークリフト又は玉掛けに係るものにあっては、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始されるものに限る。）」を加える。

附則第三条の三第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省・国土交通省令第一号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三日

厚生労働大臣　田村　憲久

国土交通大臣　太田　昭宏

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年厚生省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第五条第十項に規定する共同生活介護（次条において「共同生活介護」という。）又は同法第五条第十六項」を「第五条第十五項」に改める。

第二条第七号中「共同生活介護又は」を削る。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十六号

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第七十六号）の施行に伴い、農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三日

農林水産大臣　林　　芳正

農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令

農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項、第二項、第六項及び第七項中「農業共済再保険特別会計」を「食料安定供給特別会計」に改める。

附　則

この省令は、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第十六号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令

地方住宅供給公社法施行規則（昭和四十年建設省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号ニ(3)中「第五条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項」を「第五条第十五項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十七号

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第四条第三項の規定に基づき、自動車検査登録印紙の売りさばきに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

自動車検査登録印紙の売りさばきに関する省令の一部を改正する省令

自動車検査登録印紙の売りさばきに関する省令（昭和三十九年運輸省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項及び第十六条中「百分の百五」を「百分の百八」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　自動車検査登録印紙の売りさばきに関する省令第十六条の規定による印紙の買戻し請求があった場合において、残存する印紙の種類ごとの数量が、この省令の施行後に買い受けたそれぞれの数量を超えるときは、その超える部分の印紙の買戻しについては、改正後の自動車検査登録印紙の売りさばきに関する省令第十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。